

## 公立大学法人横浜市立大学基金規程

制 定 令和 3 年 4 月 1 日 規程第 31 号  
最近改正 令和 6 年 4 月 1 日 規程第 13 号

### (設置)

第 1 条 公立大学法人横浜市立大学（以下「本学」という。）に、横浜市立大学基金（以下「基金」という。）を置く。

2 この規程は、基金に関し、必要な事項を定める。

### (目的)

第 2 条 基金は、本学における教育研究活動及び社会連携活動の充実等に資することを目的とする。

### (事業)

第 3 条 基金は、前条の目的を達成するため、公立大学法人横浜市立大学定款第 22 条第 1 号から第 6 号に規定する業務のうち、次に掲げる事業に充てることとする。

- (1) 教育研究および診療への支援
- (2) 学生の奨学金等修学援助への支援
- (3) 国際交流活動への支援
- (4) 学生、教職員による文化・体育活動への支援
- (5) 卒業生との連携活動への支援
- (6) 施設設備等の環境整備への支援
- (7) その他、理事長が必要と認める事業

### (基金の構成)

第 4 条 基金は、寄附者が基金に組み入れることを指定した寄附財産及びその運用益その他横浜市立大学基金運営委員会において受入れることを決定した財産をもって構成する。

### (特定基金)

第 5 条 特定の目的に係る寄附を募るために、基金に特定基金を置くことができる。

2 特定基金の運営に関する事項は、別に定める。

### (寄附金の受入れ及び管理)

第 6 条 寄附金の受入れ及び管理については、この規程に定めるものほか、公立大学法人横浜市立大学寄附金取扱規程その他の会計規則の定めるところによる。

### (基金運営委員会)

第 7 条 基金の管理運営に関して重要な事項を審議するため、横浜市立大学基金運営委員会を置く。

### (基金明細書)

第 8 条 基金については、別記様式に定める、基金の状況等を明らかにした基金明細書を作成し、毎事業年度終了後 3 か月以内に、文部科学大臣等に提出するとともに、その写しを作成した日の属する事業年度の翌年度の開始の日から 5 年間、本学の主たる事務所に保存することとする。

(事業年度)

第9条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務)

第10条 基金に係る事務は、企画財務課卒業生・基金担当が行う。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、基金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則（令和3年規程第31号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第13号）

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

## 別記様式(第8条関係)

## ○○年度 横浜市立大学基金明細書

## I. 基金の期末の状況

期末の状況		備考
現金 (特例寄附資産を除く)	(金額)	
資産 (特例寄附資産を除く)	(金額)	
小計	(金額)	
特例寄附資産等		
土地 (所在地、数量)	(金額)	
建物 (名称、所在地、数量)	(金額)	
設備等 (名称、所在地、数量)	(金額)	
有価証券 (名称、所在地、数量)	(金額)	
現預金① (特例寄附資産等の取得に充てることとなるもの)	(金額)	
現預金② (①以外のもの)	(金額)	
内訳 配当金等 配当金等以外のもの		
その他 (名称、所在地、数量)	(金額)	
小計	(金額)	
合計	(金額)	

## II. 基金資産の運用によって生じた利子その他収入金の支出状況

支出の用途	支出額	備考
合計	(金額)	

## III. 寄附者への還元の有無

当期における寄附者への還元の有無	具体的な事例

## IV. 基金で管理しなくなった資産の有無

当期において基金で管理しなくなった特例寄附資産の有無	理由

## 【記載要領】

- ①「特例寄附資産等」とは租税特別措置法施行令（以下「施行令」という。）第25条の17第7項第2号イ又はロ（1）に規定する方法により管理するものを指す。なお、租税特別措置法第40条に基づき受け入れた資産を施行令第25条の17第7項第2号イ又はロ（1）に規定する方法によりに基づき管理することとした資産を含む。
- ②特例寄附資産については、別紙1様式を用いて資産ごとに当該特例寄附資産の詳細について記載すること。なお、Ⅱの利子その他収入金によって資産を取得した場合は、当該資産について「I. 基金の期末の状況」に当該資産を記載するとともに、当該資産ごとに別紙2様式を用いて当該資産の詳細について記載すること。
- ③特例寄附資産については、当該資産を公立大学法人横浜市立大学定款第22条第1項から第6項の業務のどの業務に充てているか(充てる予定であるか)、備考欄に記載すること（有価証券及び現金等を除く）。
- ④特例寄附資産の項目中の「現金①」は、今後、特例寄附資産の取得に充てることとなるものを記載すること。
- ⑤特例寄附資産の項目中の「現金②」の内訳に記載している「配当金等以外のもの」とは、基金の運用益等で取得した資産（別紙2様式に記載の資産）の譲渡による収入金等をいう。
- ⑥Ⅱの備考欄には、支出の用途が公立大学法人横浜市立大学定款第22条第1項から第6項の業務のどの規定に該当するかを記載すること。
- ⑦Ⅲの「寄附者への還元」とは、受け入れた資産を売却するに当たって寄附者、寄附者の親族等関係者又は寄附者が予め指定した者に売却した場合、その他寄附者の所得税やその親族等の相続税若しくは贈与税の負担を不当に減少させるものを言う。

(別紙1様式)

## 横浜市立大学基金に組み入れた特例寄附資産の状況

### 1. 当該特例寄附資産の基金組入時の状況等

寄附者に関する事項

特例資産 の寄附者	フリガナ	.....
	氏名	
	住所又は居所	

当該特例寄附資産の明細

種類	細目(地目、構造、名称、銘柄等)	所在地	数量(面積等)	取得価額	贈与等の時における価格	贈与等を受けた年月日	基金明細書との対応関係	備考

### 2. 当該特例寄附資産の買換え後の状況

買換資産及び特例寄附資産の分割譲渡等による残存資産の明細

買換又は 残存資産	種類	細目	所在地	数量	買換資産の取得価額等			買換資産の取 得年月日等	基金明細書と の対応関係	備考
					うち、当該 特例資産の 譲渡収入の 充当額	うち、その他の 特例寄附資産 の譲渡収入の 充当額	うち、そ の他充當 資金額			

#### 【記載要領】

- ①特例寄附資産として当該基金に組み入れた資産ごとに作成すること。
- ②当該特例寄附資産を買換えた場合には、そのすべての買換えについて時系列で記載すること。
- ③基金明細書との対応関係には、明細書に記載している特例寄附資産に対応する資産の番号(例: 土地①)を記載すること。
- ④現金を保有している場合には、買換資産として記載すること。また、今後の使用予定を備考欄に記載すること。
- ⑤備考欄には、売却益を充てる買換え資産、当該資産の売却額、分割譲渡して譲渡した場合の残存資産の状況等について記載すること。
- ⑥特例寄附資産の分割譲渡等による残存資産の価格の記載について、寄附を受けた資産を分割譲渡等した場合は、贈与等の時における価格を分割譲渡の割合で按分した価格、買換資産を分割譲渡等した場合は、当該買換資産の取得価格を分割譲渡の割合で按分した価格を記載すること。

(別紙2様式)

## 横浜市立大学基金の運用益等で取得した資産の状況

### 1. 当該資産の取得時の状況等

当該資産の明細

種類	細目(地目、構造、名称、銘柄等)	所在地	数量(面積等)	取得価額	取得年月日	基金明細書との対応関係	備考

### 2. 当該資産の買換え後の状況

買換資産及び特例寄附資産の分割譲渡等による残存資産の明細

買換又は 残存資産	種類	細目	所在地	数量	買換資産の取得価額等		買換資産の取得年 月日等	基金明細書との対応関係	備考
					うち、当該資 産の譲渡收 入の充当額	うち、その他充 当資金額			

#### 【記載要領】

- ①運用益等により取得し、基金に組み入れた資産ごとに作成すること。
- ②当該資産を買換えた場合には、そのすべての買換えについて時系列で記載すること。
- ③基金明細書との対応関係には、明細書に記載している特例寄附資産に対応する資産の番号(例:土地①)を記載すること。
- ④「1.当該資産の取得時の状況等」欄に記載の資産を譲渡し、その譲渡代金を特例寄附資産の取得資金に一部に充てた場合は、別紙1様式「2.当該特例寄附資産の買換え後の状況」欄に記載することとし、「2.当該資産の買換え後の状況」に記載しないこと。